

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第10回) 議事録

1. 日 時 平成23年7月21日(木) 14:00～16:16

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室1

(斎藤主幹兼課長補佐)

それでは、ただいまから第10回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の斎藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本日の予定を紹介させていただきます。まず、開会あいさつの後、今回委員の改選がありましたので、委員をご紹介申し上げ、続いて会長及び副会長を選任していただきます。その後、議事に入りまして、報告事項を含めて、おおむね午後4時の終了を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は17名の委員のうち、15名の委員にご出席をいただいておりますので、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、佐藤副知事からあいさつを申し上げます。

(佐藤副知事)

皆さん、こんにちは。

とちぎ食の安全・安心推進会議は第10回になりますけれども、委員の皆様方におかれましては食品安全行政を始め、県政の推進につきまして日ごろから特段のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

申し上げるまでもなく、食は私たちの生命に直結するばかりでなく、健康で豊かな生活を実現する上で欠かすことのできないものであります。しかしながら、福島第一原子力発電所の事故による農作物の放射能汚染問題や、牛肉の生食による食中毒事件が発生するなど、食に対する信頼を揺るがす事件が次々と続発しているというような状況にございます。またここ一、二週間になりますか、規制値を超過放射性セシウムが検出された牛肉の流通の問題など、食品の安全性の確保が強く求められてございます。

また、食育や地産地消などの言葉に代表されますように、地域の多彩な食の活用や食文化の継承などを通じて地域とのつながりを育み、食に対する感謝の気持ちを深めるなど、食に対する関心が高まってきております。

こうした中、県ではより安全で安心な食環境の構築を目指し、平成23年度から5か年を計画期間とする、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)を策定いたしまして、施策の総合的な推進に取り組むとともに、食をテーマに地域経済が成長・発展し、活力あふれる「フードバレーとちぎ」を目指し、農業や食品関連産業の一層の振興を図っているところでございます。

本日の会議では、放射性物質に対する食品の安全管理体制の強化の観点から、2期計画の見直し(案)についてご審議をいただくこととしております。委員の皆様におかれましては、県民のだれもが安心して日々の食生活を送ることができるよう、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、会議冒頭のごあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(斎藤主幹兼課長補佐)

続きまして、委員をご紹介させていただきます。

本日の会議は委員改選後、初めての会議でございます。本来であれば皆様お一人お一人に辞令をお渡しするところでございますが、時間の都合もございますので、お手元の資料とともに机の上に辞令を置かせていただいておりますことをご了承願います。

それでは今回、委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきます。

飯島一彦様。

石井晴夫様。

今克枝様。

鶴飼清弘様。

大山寛様。

久保泉様。

小久保彌太郎様。

高橋勝泰様。

竹内明子様。

長尾慶和様。

中村好一様。

平野みち子様。

増渕正二様。

守友栄子様。

山岡美和子様。

また本日欠席されておりますが、中村次郎様と増渕三津男様にも委員に就任していただいておりますことを、ここでご案内申し上げます。

続きまして事務局を紹介させていただきます。

保健福祉部長、北澤潤です。

保健福祉部次長、櫻井康雄です。

農政部次長、水沼裕治です。

県民生活部くらし安全安心課長、入野好市です。

保健福祉部生活衛生課長、鈴木敏夫です。

農政部経済流通課長、福井逸人です。

もう一人、農政部の畜産振興課長、大根田智ですが、後から出席の予定となっております。

それでは続きまして、会長・副会長の選任を行います。

会長・副会長は、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第4条の規定によりまして、それぞれ一名を委員の互選により選出することになっております。選出についていかがいたしましょうか。どなたか推薦をお願いいたします。

(小久保委員)

会長は今までもやっていた東洋大学の石井先生。それから副会長はやはり自治医科大学の中村先生にお願いしたらいかがかと思うんですけど。

(斎藤主幹兼課長補佐)

ありがとうございます。

ただいま、会長に石井委員、副会長に中村委員とのご意見がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(異議なし)

(斎藤主幹兼課長補佐)

ありがとうございます。ご異議がないということでございますので、会長を石井委員に、副会長を中村委員にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

それでは石井会長、中村副会長、正面の会長席・副会長席にお着きくださるようお願いいたします。

(石井会長・中村副会長 席移動)

(斎藤主幹兼課長補佐)

それでは石井会長、一言ごあいさつをお願いいたします。

(石井会長)

皆さん、こんにちは。きょうは大変お忙しいところ、先ほど副知事さんの方からもお話がございましたように台風一過の中、すがすがしい、外は風が吹いて、気持ちよくまいりました。今回もまた前回に引き続きまして会長を仰せつかりました東洋大学の石井でございます。

大変重要な、そしてまた今日もこれからお話があると思っておりますけど、福島第一原発を受けたさまざまな放射性物質の問題も含めて重要な会議になってきております。そういう中で、さらに本県が安心・安全、食の信頼性をさらに高められる会議にしたいということを思っております。委員の皆様には引き続き格別のご協力・ご支援を賜りながら、有意義、かつ、つつがなく会議の方を進行させていただきましますように全力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

特に先般、稲わらが原因と思われまして牛肉の放射能汚染が問題になりました。その中で食品の安全に関する消費者の信頼・不安はさらに高まっておられると思っております。また、きょうも報告事項の中であると思っておりますけど、生食ユッケの問題もございます。さまざまな食に対する信頼性がさらに損なわれないように、栃木県が食の安全・安心・信頼性を高められる全国の、やはりトップランナー、モデルケースとして全国に情報発信していきたい。また海外にも栃木県がリーダーとしてそういう役割を担っていきたいという思いでございます。そういう中で中村副会長さん、先生にまたさまざまな形でご協力いただきながら、委員の皆様にはいろんな観点から、ご専門の分野からご意見を賜りながら、推進会議を有意義なものに進めていきたいと思っております。本日もさらなるご協力のほどをよろしく申し上げます。

簡単ではございますが、会長就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(斎藤主幹兼課長補佐)

中村副会長様からも一言ごあいさつをお願いいたします。

(中村副会長)

副会長にご選任いただきました自治医科大学の中村でございます。

私、公衆衛生学を専攻しておりますので、食中毒、そういったことも専門の範囲に入っておりますけれども、いつのころからか厚生労働省の会議に出席させていただいております。新聞に出てくるような食べ物の話は、大体2件に1件ぐらいはいろいろと関与させていただいております。先ほど石井会長の話の中に出ました牛肉の生食についても、今月の初めも含めて、厚生労働省の会議に2週続きで参加しました。そういうことも含めて、栃木県の食の安全・安心ということについて、微力ではございますが、この会議を通じていろいろとご協力させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

(斎藤主幹兼課長補佐)

それでは、今後の進行につきましては石井会長をお願いいたします。

ここで副知事は公務のため退席させていただきますのでご了承ください。

(佐藤副知事 退席)

(斎藤主幹兼課長補佐)

それでは、よろしくお願いいたします。

(石井会長)

それではお手元の議事次第に従いまして、議事の方を進めさせていただきたいと思えます。第10回とちぎ食の安全・安心推進会議の議事次第に、議題(1)審議事項等と、それから(2)報告事項と、(3)その他ということで、きょうは大変盛りだくさんの審議事項、そしてまた報告事項がございます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それではまず最初に、(1)審議事項等のアの「とちぎ食の安全・安全・信頼性の確保に関する条例及び基本計画(2期計画)について」から始めたいと思えます。事務局よりご説明、お願い申し上げます。鈴木課長、お願いします。

(鈴木生活衛生課長)

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保の確保に関する基本計画(2期計画)」という冊子をご覧くださいと思えます。

この冊子の51ページに、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例というのが載っております。この条例は本県が農業産出額が全国第9位と、全国有数の豊かな農業生産を展開し、首都圏の食糧基地として大きく貢献するとともに、食に関する産業が地域経済において重要な役割を果たしている、こういった特色を持つ本県において関係者や県民が食の安全・安心・信頼性の確保に関しましてそれぞれの立場でその責務と役割を果たすことは極めて大きな意義があるという、このために条例を平成18年6月23日に設置したところでございます。

条例の目的としましては食と農に対する食の安全・安心・信頼性の確保に関する県及び事業者の責務、県民の役割を明らかにし、県の施策に関する基本的事項を定めまして、総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の保護に資することとしております。第3条は基本理念、それから第4条につきましては県の責務、第5条は事業者の責務、第6条は県民の役割を記載しているところでございます。また第8条、次のページをごらんいただければと思えますけれども、53ページでございますけれども、第8条では食の安全・安心の確保に関する基本的な計画を定めること、その内容と計画策定に当たって県民の意見の反映や、とちぎ食の安全・安心推進会議、この会議でございますけれども、の意見を聞くこと、公表などを定めております。第10条では県の食品の安全性、表示の適正化等についての監視指導検査の実施。第18条、次のページになりますけれども、18条では施策の結果について県議会へ報告。第20条ではとちぎ食の安全・安心・推進会議の設置と、その役割を規定しているところでございます。

以上が、この条例の概要でございます。

続きまして、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する2期計画につきまして、ちょっとご説明させていただきます。

今度は概要版を見ていただきたいと思います。こちらの薄い冊子でございます。この計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例の第8条、先ほど言いましたけれども、8条に基づきまして1期計画が平成23年3月をもって計画期間が満了することから策定したものでございます。計画の基本的な考え方は、2ページの方に出ていますが、4のところになります。事業者の自主的な取り組みや行政の監視指導等により食品の安全性を確保し、県民の食に対する信頼感を醸成することで安心な食生活を送ることができるという観点から3つ、緑の丸が3つありますけれども、生産から消費に至る

一貫した食品の安全性と信頼性の確保。関係者、県民、事業者、行政ですけれども、の相互理解と協働の推進。食の安全と信頼を支える体制の充実と関係機関の連携強化という3つの考え方により、施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進することとしております。この計画は栃木県の重点戦略、新とちぎ元気プランや農業振興計画、とちぎ農業振興プランなど、庁内の関連事業計画の内容と整合性を図っているところでございます。また計画の期間は平成23年からの5年間ということになっております。また計画策定後も社会情勢の変化や制度改正によりまして見直しが必要になった場合には、随時適切な見直しを行うこととしております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。施策の体系と展開の概念図でございまして、3本の円柱がございましてけれども、基本目標の1から3の、食品の生産から消費に至るまでの各段階における安全と信頼の確保を表しております。この3つの円柱は基本目標4の環境に配慮した活動と、基本目標6の体制の充実と連携強化の土台に立ちまして、基本目標5の県民・事業者・行政の相互理解により、信頼関係の輪でくくられております。これがきちんと成り立って、初めて食に対する安心が生まれるということをあらわしているところでございます。

4ページには施策体系一覧がございまして、1期計画では5つの基本目標でしたけれども、2期計画では新たに環境に配慮した生産から消費に至る活動を加えました6つの基本目標ごとに、それぞれの施策目標と施策の展開を掲げています。新たに加えました基本目標4につきましては、県民の環境への意識の高まりや、とちぎ食の安全・安心推進会議、こちらの会議でございまして、からの意見を踏まえて、条例第7条、環境への配慮に対応した目標を追加したものでございまして、新たな基本目標のうち、施策目標(1)や環境と調和のとれた生産活動、エコ農業とちぎの推進ですけれども、エコ農業とちぎは化学肥料・農薬の使用量を低減する従来の環境保全型農業に加えまして、生物多様性の維持・向上やCO₂の排出量削減にも配慮した総合的な取り組みで、農政部が平成23年から開始するものでございまして。

続きまして施策目標の(2)でございましてけれども、環境に優しい食生活の促進でございまして、ここでは食物を大切にすることを育みのほか、食品の消費に伴うCO₂の排出量の削減としてレジ袋削減の取り組み促進等の施策を掲げています。また施策目標(3)の資源の再利用の促進では、食品の廃棄物の有効利用の取り組み促進にかかる施策を追加いたしました。このほか、全体としまして基本目標1の(3)で米流通適正化の推進、それから基本目標3の(1)子供のころからの食品の安全に関する学習の推進、基本目標6(2)の食品衛生検査における信頼性確保なども、新たに加わっているところでございまして。

今後はこの計画に基づきまして、食の安全・安心・信頼性の確保に向けて各種施策を総合的かつ計画的に推進して参りたいと考えております。

また、なお、この後、2期計画の見直しとして議案にあげているところでございましてけれども、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による農産物等の汚染が問題となっておりますので、こうした大規模災害時の危機管理体制に関しまして提案を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からの説明は以上でございまして。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。どなたからでも結構でございまして。

2期計画の報告書、そしてまた概要版ですね、非常にわかりやすくつくっていただきまして本当にありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

(石井会長)

それではまた見ていただいて、折に触れて、ご質問やご意見がございましたらその都度お話しいただければありがたいと思います。

それでは次に進めていただきたいと思います。次のイの「放射性物質に関する農産物等モニタリング調査の概要」につきまして、事務局からお願い申し上げます。福井課長、お願いします。

(福井経済流通課長)

農政部経済流通課です。よろしく申し上げます。

資料のNo. 1、「放射性物質に関する農産物等モニタリング調査の概要について」というものがお手元にあると思います。まず3月以降のこれまでの経過について、ご報告をさせていただきます。

1の経過ですが、3月11日に地震が発生して以降、12日に原発の建屋の爆発ということがございました。3月17日になりまして厚生労働省から、飲食物摂取制限に関する指標が示されまして、この数値を上回る食品については食用に供されることがないように措置されたいという通知がまいりました。具体的には放射性ヨウ素、例えば野菜類でいいますと2,000ベクレル/Kg、セシウムについては、野菜類でいいますと500ベクレル/Kgというのが指標値となっております。この数値が示されたことを受けまして、本県におきましても3月19日から農産物のモニタリング調査を開始したところでございます。結果は2で後述をさせていただきます。その後、その下ですけれども、3月31日からは水田土壌について、また4月27日からは牧草について、それぞれ調査を開始しております。なお、農産物の検査につきましては、4月4日の欄のところですがけれども、国の原子力災害対策本部の方から検査のやり方ですとか出荷制限、あるいは解除のやり方、これについて考え方が示されておりまして、本県としてもこれに基づいて検査を実施しているところでございます。

続いて、2のモニタリング調査結果についてでございます。

まず1)農産物でございますけれども、7月15日現在、最新の調査結果のところまで、これまでに44品目、検体数でいいますと300を超える検体の調査を行ってございます。具体的には3ページをご覧いただきたいんですけども、3ページが野菜・果物等、農産物について、これまでに調査したものを、それぞれ最新のデータを書かせていただいたものでございます。ご覧のとおり、大部分の作物でND、検出されずという数値になっております。消費者の皆様が県内のスーパーで手に取られるような県産農産物につきまして、幅広く調査をしていると考えております。それから次の4ページをご覧いただきたいんですが、今の農産物に加えまして、後でご説明いたしますけれども、畜産物、例えば原乳ですとか、また右の欄ですがアユ・マスにつきましても定期的に検査を実施しております。

それから次の5ページでございます。これまでの検査結果の数値をまとめたものでございまして、特にご注目いただきたいのは網かけの部分でございます。ハウレンソウ・カキナにつきましては3月19日の採取分につきまして、網かけの部分が厚労省の示した数値を上回ってしまった数値でございます。この結果を受けまして、県としてハウレンソウ・カキナ・シュンギクにつきましては出荷の自粛を農業団体のご協力を得て行ったところでございます。その後4月になりまして、国から解除のルールが示されまして、4月に

何回か調査を重ねまして、点線で囲んであるところですが、ハウレンソウにつきましては最終的に4月27日に、カキナ・シュンギクにつきましてはもう少し早く、4月14日に出荷自粛の解除をいたしました。その後、例えばハウレンソウの6月の欄を見ていただきたいんですけども、その後の出荷につきましてはもう全く検出せずというレベルまで下がってきているところでございます。

それから、8ページをご覧ください。麦につきましては国の方針等ございまして、より丁寧なチェックを行っています。麦の下の丸にございますが、国の検査方針として①②、各市町村ごとに空間中の放射線量とか、土の調査結果、こういったものを踏まえて、一定の基準を超えてしまうような市町村については全ロットを検査しようということが国の検査方針でございます。栃木県ではさらに、下の※印のところなんですけど、当該市町に限らず、その市町を含むJA全体について調査を行い、その他の区域についても代表ロットを検査して、分析結果を見て、出荷の可否を判断するというところを行ってございまして、現在、麦について調査中ですが、これまでのところ数値を超過するようなものは出ておりません。

1ページにお戻りいただきたいんですけど、今申し上げたのが2の1)の①から②にかけてでございます。もう一つ、残念ながら県内のお茶につきましても数値をオーバーした結果がございまして、現在は出荷自粛を行っております。

③の今後の予定でございまして、野菜につきましては県内で幅広くやっております。ルールとしまして、対象品目については販売目的での栽培が一定以上ある品目を対象にしながら、対象地域につきましては一点だけではなくて、県内を3つ程度のブロックに分けて、それぞれの主な産地を検査していく。また品目ごとの出荷の冒頭、初期に検査を行って、安全を確認していく。こういうことを原則として検査を継続しているところでございますし、その結果はすべてホームページ等で公表・公開させていただいております。

あと2ページなんですけれども、乳とか水産物につきましても、少しルールは異なるんですが、いずれも定期的な検査を現在行っております。

続いて、2)の牧草についてでございます。7月13日現在となっておりますが、つい先日また新しい調査が行われまして、現在、7月20日の調査も踏まえて、これまで調査を15回実施しております。調査の結果、地域ごとの牧草を与えてよいか、放牧してよいかということを確認してございまして、現時点では、②給与制限のところなんですけれども、乳用牛と肉用牛について、那須町と日光市で給与を制限している状況にあります。そのほかの牛、育成中の牛ですとか種牛ですとか、こういったものについては県内全域で給与が可能となっております。

10ページでございましたんですけど、10ページの下の方の中が、これも国の示しております暫定許容値の上限値でございまして、乳用牛・肉用牛につきましては放射性セシウムで300ベクレル/kg以下、その他の牛、育成牛等については直ちに人の口に入るものでもございませぬので、基準が異なりまして5,000ベクレル/kgという数値になっております。当県の検査結果が、9ページにお戻りいただきたいんですけども、例えば那須町については現在も乳用牛・肉用牛の給与ができないことになっておりますが、追加調査の欄を見ていただきますと、那須町は今、左の定点に加えて①②③と検査をしているんですけど、①のところでは先ほど紹介しました300ベクレル/kgという数値を超えるものがまだあるものから、乳用牛・肉用牛について、給与をストップしております。一方で、その下の県北を見ていただきますと、また真ん中のあたりに大田原で①から③、那須塩原で①から③とありますが、大田原については①③、いずれも300ベクレル/kgを下回るということでもう給与が可能になっておりますし、一方の那須塩原の方も、当初は300ベクレル/kgを超える数値があったんですけども、現時点では3点とも基準値を

下回るということで給与が可能になっています。というのが、牧草の調査のこれまでの現状でございます。

再度すみませんが2ページにお戻りいただきまして、こちらの方も今後は、2)の③ですが、牧草に加えまして、飼料用のトウモロコシ等についても調査の予定をしております。

最後に土、農耕地土壌について、ご説明します。

まず2段に分かれています。①といたしまして稲の作付の可否を判断、早急に判断する必要がありますので、3月末から4月頭にかけて県内14地点の水田土壌のモニタリング調査を実施いたしました。11ページが調査結果でございます。真ん中あたりに薄い四角で囲んであるのが、これが国が示している上限値なんです。ちょっと回りくどいんですが、玄米の中の放射性セシウムの濃度の規制値となる500ベクレル/kg。国の方で移行係数と言っているんですけども、最大限、土からどのぐらいお米に移るだろうかということ、大分安全面を見て考えた数値で0.1という数値がございまして、それを前提とした場合に土の中で5,000ベクレル/kgを上回らなければお米が500を超えることはないだろうということで、5,000/kgという数字が国から示されております。これに照らしまして、当県の数値の結果がその上にあるんですけども、比較的高い市町村におきましては5,000/kgを大きく下回る数字になっておりまして、水田作付をするには問題ないということになっております。また出来秋におきましては、でき上がった米についても再度検査を行うことで、安全性の確保を図っていきたく考えています。

最後、お戻りいただきまして2ページの3)の②でございますけれども、今申し上げましたように、お米の関係ですと3月に検査を行いました。加えて、さらに県内の土壌の実態を把握するため、②のところなんです。県内を10キロ四方のメッシュに区切りまして、山間部を外すと48地域になるんですが、6月の後半に調査を行っています。こちらの方は今、国におきましてその分析・測定、最終的にはマップ作成ということになると聞いているんですが、結果はまだ我々も入手しておりません。8月下旬に公表予定でございます。

以上が、農産物等に関する調査の概要についてです。よろしく申し上げます。

(石井会長)

ありがとうございました。

それでは続きまして、放射性セシウムに汚染された牛肉の流通につきまして、生活衛生課班長、内藤さんの方からよろしく申し上げます。

(内藤生活衛生課食品安全推進班班長)

資料は用意をしていないんですけども、本県におきます放射性セシウムに汚染された牛肉の流通について、概要を説明させていただきます。

まずモニタリング検査が各地で実施されているわけでありまして、7月8日・9日に福島県の南相馬市の一農家から、新聞等でご承知かと思っておりますけれども、牛11頭が東京都の芝浦と畜場の方に搬入されたということで、セシウムを測ったところ、暫定規制値を超えたということが判明いたしました。この関係で当該農家がこれまでに出荷した牛についても調査がなされました。このうち一頭が本県内のと畜場で処理をされ、暫定規制値をオーバーしたということが確認されました。なお、当該牛につきましては一般消費者には流通をしていない状況で止めることができっております。

それから、これを契機に各地で稲わらの汚染の状況が調査されたわけでありまして、この調査に基づきまして、放射性セシウムが検出された稲わらを給与した牛が全国的に流通をいたしました。本県につきましては4月1日から6月3日にかけて、これまで横

浜市・埼玉県・群馬県・東京都、それから先ほど申し上げました本県のと畜場で処理をされた牛が県内の足利市や野木町、那須塩原市の方に流通したということで、9件が確認をされております。これにつきましては現在調査をしているものもございます。一部については既に新聞等の報道機関に情報提供し、皆様に情報を提供したところでございます。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

先ほど経済流通課長の方から放射性物質に関する農産物のモニタリング調査の概要、そしてさらに放射性セシウムに汚染された牛肉の流通につきまして、追加説明を生活衛生課の方からもお話をいただきました。

ただいまのご説明内容につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、お願いします。

(山岡委員)

今の説明を伺ってしまして、一応データの的には安全ですというようなふうにとれると思うんですね。ですけれども、報道等を見ておりますと、例えば学校給食で食べてしまったから、これから一切、牛肉は出しませんというようなことが報道されます。こちらには生産者の方、それから消費者、色々な分野の方がご出席だと思えます。そうしまして、やはり安全です、大丈夫ですというようなデータが新聞等にも載っておりますし、県のデータでもわかるんですが、これをなかなか消費者がしっかりと受けとめられる状況にないのではないかなと思うんですね。これらをきちっと受けとめられるような情報の出し方がまず必要かなと思うんです。

やはり影響は大きいと思うんですね、学校給食とか。ある学校給食の現場の方に、今の状況で、地産地消のことも含めまして聞きましたら、食肉に関しては70%が輸入品を使っているというふうにはっきりと担当者がおっしゃるんですね。

やはり私たちは国産で安全で安心でというような、こういう会議に出ていまして、そして風評被害等もないように、常々、どういうふうに消費者は行動していったらいいかということも伝える立場でもあるんですけれども、そうしたところで情報と現実が全然違う形に動いているというところが、問題ではないかなと思うんです。いろいろなところで放射性物質についての講演会とか学習会とか行われているんですが、その会に出た方でもやはり今一切買っていない。業者の方も大変だろうと思えますし、生産者の方も大変だろうと思うんですね。そして消費者も不安を持ちながら生活をしているというのが現実ではないかなと思うんですけど。一応、感想も含めまして。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

大変重要なご感想と、同時にご指摘をいただきました。

事務局の方から、今の山岡委員のお話について、何かございますでしょうか。

はい、鈴木課長、お願いします。

(鈴木生活衛生課長)

今の率直なご意見ありがとうございました。

私の方でもこれから2期計画の話、追加について話をするわけなんですけれども、一番の問題というのは、放射能の話ではやはり皆さんが不安であるとともに、なかなか手に触れたり、それから実感としてわいたりという部分がないものがあるものですから、そこに対して不安があるというのが実態だと思うんです。やっぱり私の方では今回の2期計画

では、そういったご不安を聞いて、それからまた相談を受けたりとか、講演会を開催したりしてまず基本的な話を私の方から情報を提供してあげることがまず一番大切なことなんじゃないかなと思っていて、それについて今後また努めていきたいと思っています。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

はい、どうぞ、増渕委員お願いします。

(増渕委員)

風評被害は絶対なくなるんですよ。ですのでもう情報公開以外、やり方はないと思うんですけども。きょう出されたデータも公開されているんだとは思いますが、もっと積極的に。ここにマスコミの方もいらっしゃいますので、もっと公開された方がいいんじゃないかと思うんですね。一端出た風評被害は5年・10年たっても消えませんが、ひたすら情報公開して、安全を担保していくことしかないと思うんです。福井課長のところですから当然そうなのでしょうけれども、例えば我々の方、民間ですと、井戸水なんかもそうなんですね。これは我々も自主的に毎回、試験代3万円のお金を払って定期的に検査するんですけども、結果的には上水道よりも井戸水の方が深く検出されないということの実績をとっていますけれども、各民間企業もデータをできるだけ公表していくことが必要ではないかなと思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

今の増渕委員のご指摘に、福井課長、何かございますか。

(福井経済流通課長)

ありがとうございます。

下野新聞さんにも本当に継続して結果をいろいろと載せていただいてありがとうございます。生産者団体とも協力して、いろんなところでこの数値を配ったりとか、あと宇都宮大学でも一度PRをやらせてもらったりしているんですが、引き続き、いい結果も悪い結果も包み隠さず出していくことで取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願います。

(石井会長)

はい、どうぞ、長尾委員、お願いします。

(長尾委員)

今の点についてなんですけれども、情報公開だけしかないんじゃないかというふうなお話に対しての今のやりとりだったと思うんですが、牛肉については公開するための情報が既に後手に回っているんじゃないかという気がするんですね。かつて病原性大腸菌の食中毒ですとか、BSEなどが出たときに、結局は後手に回ってしまって牛肉の消費がぐっと落ちてしまって、そこから全頭検査ということで何とか信頼性を回復して消費を取り戻したという経緯があると思うんですね。

今回の放射能の件については、既に東京の市場なんかでも牛肉、東日本・東京以北の牛の販売価格が暴落してきていますし、そういったようなことに対して、国の指示を待つだけではなくて、県としてももう少しリーダーシップをとって、全頭検査は県のレベルでできる仕事ではないのかもしれないんですけども、そうしたことについて踏み込んだ対応が必要なんじゃないのかと考えるんですけども、そうしたお考えはないでしょうか。

(石井会長)

どうぞ、畜産振興課長。

(大根田畜産振興課長)

畜産振興課の大根田と申します。

今、先生がおっしゃった牛肉についての検査ですけれども、生産者団体、あるいはいろいろな団体の方から今、全頭検査をぜひ早急にやってくれという要望が上がってきております。実際に全頭検査がやれるかどうか、BSEの場合はもう長年の経験というか、技術の積み重ねでサンプリングが短い時間でできています。ただし、今回のセシウムについては一頭一頭、一つの測定機にかけなければいけないため、今の段階で検査するのは難しい状況では。そういうことがございまして、実際に全頭検査ができるかどうか、今こういう要望があるということを国の方へもつなごうと思います。どうしたら一頭一頭の牛肉の安全が担保できるかというところを国へ働きかけていきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ、鈴木課長お願いします。

(鈴木生活衛生課長)

私の方は検査をする方でございますけれども、モニタリングにつきましては、これから県産牛、これから入ってくるものも含めまして、定期的な検査を自ら進めていきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

何とか消費者の皆さんの安心・安全を確保できる方策を。今、長尾委員からもご指摘がありましたけど、国の方に強力に要請していただいて。なかなかセシウムの検出というのは難しい、それからまた検査もちょっと時間がかかるという状況の中にありますので、そこも含めてどうしたらいいのか、これは一県だけの問題ではなくて全国的な問題でもございますので、何とかまた県としても要望の方を国の方に強く出していただければというふうに思っております。

どうぞ、ほかに。

はいどうぞ、それじゃあ今委員から。ずっとまいりますので。どうぞ、今委員お願いします。

(今委員)

すみません、生産者としてやはりこの問題はすごく大きな、経営をそれこそ存続できるかどうかというところまで考えてしまうぐらいの大きな問題なんです。

実は新聞に正しく怖がるためにという、放射能汚染に対しての消費者向けのものがあつたと思うんですが、私も生産者ではあるけれども、反面、消費者ということで、2つの側面からいろいろ考えるんですが、今回ばかりはやっぱり生産者として、やはり風評被害。風評被害を強く感じたのは、今度の牛肉の件で、横浜市で近隣の牛肉も使わないという報道があつたんですね、テレビで。それを聞いて、もう近隣県といったら栃木県は福島県の隣ですので、酪農をやりながらやっぱり和牛の素牛の生産もしていますし、全く人ごとではなくて。素牛を買われた肥育農家の方たちのことまで思いが行ってしまって、本当に大変なことだと思うんですね。先ほど輸入物が70%使われているということを知って本当に愕然とする思いなんです。私も消費者としてやはり正しく、ただ怖い、怖いではなくて、このぐらい食べても大丈夫なんだよという面をちょっときちんととらえようかなという考え方をしているんですが。ただやはり孫ができたばかりで、その子のことを考えると、ほんのささいなものでも食べさせたくないなという思いもあつたりするんですが。そういう面で本当にやっぱり消費者としての考え方としても、数字的なことも正しく、大丈

夫だというものは大丈夫だととらえて考えられるようなものが、県の方からでも、どこからでも出してもらえたらいいのではないかなと思います。

それと、例えば牧草の件なんかも、ことしは本当にもう立派な収穫物ができたんですよ。もう本当に涙が出るくらいに、今までになく天気もよくて、牧草の刈り取りも適季に刈り取れてというので、今、育成牛は大丈夫ということで育成牛に食べさせているんですが。消費者の皆さんから見たら国産の飼料を食べさせる牛乳は本当に、本物の国産の牛乳だということになるんだと思うんですが、そういうものを食べさせられないということを非常に残念に思うんですが。

例えば、数字的にだめというのは大きく報道されるんですね。でもそれがよくなったというところがすごく記事的に小さいような気がするんですよ。やっぱり前、那須町の女性団体でもいろいろな話し合いがあったんですが、例えば校庭とかの除染のために土を入れかえるということをや余り大々的に出さないでほしいと。那須町はそれほど汚染されているのか、じゃあ町の野菜はどうなんだという、そういうところまで行ってしまおうんすね。例えば牧草がだめで、隣でつくっている野菜は大丈夫なのという質問も随分受けました。だからそういう、生産者に対する配慮も必要ですし、オーケーだったところをやっぱり大きく記事にしてほしいという思いがあります。

以上です。

(石井会長)

ありがとうございました。

事務局の方から何かコメント、ございますでしょうか。よろしいですか。

鈴木課長、じゃあ。

(鈴木生活衛生課長)

確かに一つの記事が出ますと、その地域そのものが、例えば風評被害みたいな形でもってとらえられてしまうというふうな問題もあるわけですし、片や、おっしゃっているように、例えば消費者とすれば安心なものを食べさせたいということで、例えばどこのものがちょっと危険なのかというところはあるわけなんですけれども。県としましてはやはり消費者の部分と、それから生産者の部分を含めまして、その中でどこまでやるべきなのかと。それからまた安心なのはどういうことなのかということで、県のホームページなどを使いまして、それぞれ出た結果については報告をしていきたいと思っておりますし。またこれがどのぐらいのものなのかというものについても話をしていきたいと。それから先ほどちょっとお話ししましたけれども、例えば不安になる方はいらっしゃるんで、例えば健康に対してどうなのかというご相談も結構あります。そういったものについても県の方としてはお答えをしていきたいと思っておりますし、これからまた県では、講演会やセミナーなどを開きまして、必要な情報を伝えていくような方法をこれからも進めていきたいと思っております。

(石井会長)

お願いします。

(北澤保健福祉部長)

今、今委員からご指摘があったことは非常に重要だと思っておりますし、先ほどもお話があったんですけども、伝え方というか、その部分の工夫がやっぱり必要だなと思っております。水道水の話も、たしか3月に基準値を超えたことがありましたが、その後ほとんど毎日、各水道事業者が定期的ですべてやっておりますし、すべて検出限界値という状況です。結果も毎日、報道機関に出しているんですが、なかなかそれが記事になるということとはほとんどないこともありますので。伝え方の工夫ですね、これはマスコミの皆さんとも協力

しながら、例えばそういった形式的なものがわかりやすいグラフにするとか、そういった伝え方の工夫というのは県としてもぜひやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

要するに消費者が消費してくれないことには生産者の方はもう本当に困ってしまって。先ほど長尾委員からもご指摘がありましたように、これも報道でお知らせいただいていますけど、肉牛が大暴落ですね、東京市場でもしているという状況の中で。これはいろんな、畜産物だけじゃなくて農産物も一方そういうところがあればそういう価格に、消費者の購買意欲が急に低下してしまうというようなことになりますので、情報を、今こちらの方からもお話がありましたように、伝え方をうまくやっていただいて。特に今、神経質に消費者がなっていますので、ぜひ、今委員からもお話がありましたように、どこまでだったら安心ですよという、やはり安心を私たちはきちっとデータに基づいて提供して説明できる、そういうところというのはなかなか今ないような気がするんですね。ですから私たちもそういう安心をきちっと説明できる組織・機関、あるいはそういう機会ですね。そういったものをきちっと定期的に、これはマスコミ報道さんのご協力もいただかなければならないし、またいろんなオピニオンリーダーと言われる方々にもお願いしなきゃいけないんですけど、そういったことを余りにも今ナーバスに消費者がなり過ぎちゃって、今は近隣県も確かに報道でもう使わないということになりますと、じゃあ一体何を食べたらいいのかということ、また子供たちがものすごく今不安になっています。もう食べられないのかと、牛肉が。学校給食も牛肉は一切食べないという、今日教育委員会の方で宣言したところが幾つも出ています、全国の中で、けさの報道で。そういったことで非常に心配をしておりますので、ぜひ。本県としてはそうではないんだと、きちっとデータに基づいて、栃木県さんも相当一生懸命やっただけでいますので、その辺の伝え方をうまく、我々も含めて、一緒になってやらせていただければと思っています。

どうぞ大山委員、お願いします。

(大山委員)

関連になってしまうと思うんですけども、今回の牛肉の問題は、その前に言いましたハウレンソウその他の問題は原発事故があってすぐに放射能に汚染されたと、出荷停止になったわけですけども、今回の牛肉の問題はそれからしばらく時間がたって、稲わらを給与したことによって放射能に汚染されたと。そういうことを考えてみますと、栃木県は比較的、末端の我々生産者まで意外と情報は回ってきていたんだと思うんですが、そういうふうな原発事故が起きて、放射能が飛んだ後に稲わらを回収したものにかなり汚染が見つかって、それを給与された牛肉に放射能が出たということなものですから。

今後やはり農業生産者が安心して生産できるように、前もってそういう可能性のあるものを、もっと情報なり、規制をしっかりとかけて、こういうものに対しては汚染された可能性がありますから使っちゃいけませんよとか、そういう前もっての情報をしっかり行政関係には出していただきたいなと思えます。農水省の見解なんかを聞きますと想定外だったなんていう話も出ていますけれども、想定外でこういうふうな汚染をされて、価格が暴落、あるいは風評被害で価格が下がったとき、やはり生産する側としては非常に先行き不安になりますし、安心して生産ができないというのが現状なものですから、ぜひ行政としての情報の出し方をしっかり、うまく末端の生産者まで伝わるような仕組みの中でお願いしたいと思います。ちなみに栃木県は結構回っていると私は思っておりますけれども、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

今のはご要望ということで。

それでは久保委員、今、手を挙げましたか。どうぞお願いします。

(久保委員)

やっぱり関連していることなんですが、他県に行って、スーパーには茨城・栃木というようなものは並んでいます。そこを避けて買っているというのを実際に目の当たりにして非常に辛い気持ちになったことと、それから県外に暮らしている、私も孫がいるんですが、那須塩原に住んでおまして、当分帰れないというような、そんな言葉を。私が職業として、栄養士として、はっきり絶対大丈夫ですという言葉が出ないということが今非常に辛い気持ちであります。

それと、牧草のことは安心ということも今はっきり伺えたんですが、例えば道の駅なんかで売っているお野菜なんかは、多分検査はされていないのではないかなというふうには思います。ただ私たちはその野菜、ほかの調べた野菜が大丈夫であったということで積極的に購入しようという形では今やっちはいるんですけども、栄養士の立場でそれは大丈夫ですよという言葉が会員全員が言えるかということ、今そういう状況ではないので、県の方としても農産物に関する正しい放射性物質の普及啓発を図る取り組みとしていろんな研修会とかを開いていらっしゃるとは思いますが、その中で一般消費者の参加が余り多くないというのがちょっと気になるのと、それとやはりこういうことをやっているというPRを、先ほどのPRの方法ではないんですけども、それをもっとやっていただきたいということ。

それから県栄養士会としてもやはりまだまだ終息という形では、私もまだ思っておりませんので、9月17日に、これは内閣府の食品安全委員会のリスクコミュニケーション官の先生をお呼びして、これは県民の皆さんに参加して聞いていただければと思って研修会を予定いたしました。栄養士会のホームページにも載せてあると思いますので、ぜひご興味のある方は参加していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

関連のご指摘・ご質問もありましたけど、鈴木課長の方から何か今のところで、ご要望も含めまして、それでは受けていただいて。よろしくお願ひしたいと思いますが、ございますか。

(鈴木生活衛生課長)

ご要望の方は承ることとしまして、基本的に農産物等としましては規制値を超えたものについては農政部、県として出荷をしないということで自粛をいただいておりますので、基本的に安全だと思っておりますし、市場に流れるものについては規制値を超えるものは流れないようにということで考えております。

また私の方も、先ほどちょっとお話しさせていただいたんですけど、9月13日に「とちぎ食品安全フォーラム」を県総合文化センターのサブホールで1時30分から開くんですけども、そこでも放射能関係についての問題を取り上げてやっていきたいと思っておりますので、もしいらっしゃれる方があればぜひご出席をいただければと思っています。

(石井会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(増淵委員)

情報の公開なんですけれども、首都圏の学校給食では、やはり栃木県を含めて、父兄から「入れないでほしい」ということが実際あると我々も聞いてはいるんですけれども、そういうことを考えると、情報も県内の県民のための情報発信ではなくて、やはりもう少し広範囲な情報公開を含めてやらないと、行政がチェックしているから安心だということを担保しているわけであって、それ以上のことをやっぱり行政の方もやらないと、少なくとも県内の県民の人はある程度わかったかもしれないけど、しかし近県、あるいは大消費地の人たちがそれをまともに受けているかどうか、あるいは受けていないにしても、情報として入っていないがために購入を避けられているということは事実だと思うんですね。そうするとやっぱりもう少し踏み込んだ情報を提供しないといけないし、あるいは栃木県の野菜については県がチェックをして安心なんだと、安心宣言をしますとか、そういう取り組みが本来は必要なんではないかなと思いますけれども。

(石井会長)

ありがとうございます。

大消費地・首都圏等々の消費者にどうやって栃木の安全性をPR、あるいは周知を図るかという、今の増渕委員のご指摘も非常に重要なところだと思うんですが。

ですから、その辺もまた検討して、さらに工夫をしていただいて、栃木の食品安全ウェブページみたいなものを立ち上げていただいて、県のホームページということになると、私も栃木県のホームページはしょっちゅう見ているんですけど、いっぱいもう伝えたいことが山のようにあって、その順位は今、放射性物質の話というのはもう上位にいつも来ているんですけど、専用のウェブページを立ち上げて、栃木安全宣言というものを。栃木食の安全宣言ウェブページみたいなものを出して、そしてもう食品安全、あるいは食品検査というふうに検索をかけると栃木の食ウェブページが出てくるというような、そういうことをぜひやっていただければ、今インターネットで一般の方は相当見えていますので、新聞と同時に。先ほど部長の方からもお話がありましたように、水道水のヨウ素、セシウム等も水道局のホームページ、物すごく、もう何十倍と見ているらしいですね。ですからそういうところもちょっと工夫をしていただければありがたいと思っております。

どうぞ、竹内委員お願いします。

(竹内委員)

この間ずっと生協に寄せられる声を見ていますと、若い人たちがすごく多いんです。若い人たちや小さいお子さんをお持ちの方、妊産婦の方とかというのが多くて、やっぱり非常に怖い。生協がどうして応援野菜だとか言って、栃木であったり福島であったり、そういうところの野菜を売ることかというところまで来ているんですね、そういう極端な例もあるんです。でも若いお母さんたちはずっと、もう本当に不安をお持ちです。ですからやはりそういう人たちに向けてどういう情報を出していくのか。その人たちに聞くとやっぱり学者の先生方も、安全だと言う方と、それからそうじゃないと言う方が両極端にいて、政府は何かわけのわからないというような、どこを信じていいのかということが非常に根底にあって、やっぱり不安だというのが増幅していつているんですね。次から次から出てまいりますよね、いろんなことが出てくると。

そういうところでやっぱり対象をちゃんと定めて、ここにはこういう情報を出しましょうと。そして幼稚園であったり、幼稚園の父兄の方に向けて、保育園の父兄の方に向けて、小学校の父兄の方に向けて、父母に向けてというような形でもっと限定しながら頻繁に、ここに数字がきちっと出ていますので、そういうことを正確にお伝えしていくということをやったり教育委員会なりと一緒にやりながらやっていくこともすごく大事だし。子育て中のお母さんは、小さいお子さんをお持ちの方は子育てのサロンですね、そういうと

ころにおいでになりますから、そういうところにもやっぱりこういうチラシがあるとか、そういうことをして、やっぱり細かく対応していく、正確な情報を、そのことがすごく大事なのではないかなと。

私はやっぱり不安だということはすごくよくわかると思うんですよ、自分の子供にこんなものを食べさせていいのかという不安というのは、わかってこういうふうにしていこうというふうにしないと、安全だ、安全だと言っても、やっぱり受け取る方は不安だ、不安だ、ですから。やっぱり正確な数字と、学習会も、やっぱり若いお母さんたちに向けて、そして今は高齢者の方もお孫さんをみている方が結構多くて、その人たちも孫に与えるものが不安だというふうなメッセージが来るんですよ。だからそういう方に向けてもどうしたらいいのかというようなこと。研修会をするにしてもやっぱり小規模の研修会があったり、そのときにはやっぱり保育があったり、いろんなことをしながら、いろんな団体と一緒にあってそういうきちとした情報を流していくということがすごく大事ではないかなというふうに思います。

生協に来るメッセージはどんどんふえております。

(石井会長)

ありがとうございます。

事務局の方から何かコメントはございますでしょうか。

鈴木課長、お願いします。

(鈴木生活衛生課長)

今の委員さんの方からのご意見はもともとだと思いますし、実は私の方の食の安全でも、特に放射能関係に対する出前講座というのを私の方でやっているんですが、その部分、要望が増えております。それぞれ個別の、小さい、例えばグループとか何かでぜひそういうのをやってほしいんだけど、講師を派遣してくださいという依頼があります。それについて私の方の職員が行きまして、ご説明させていただいているところなんですけれども。これからも同様の依頼が出てくるんじゃないかと思っていますので、私たちの方でも適切に対応していきたいと思っています。

(石井会長)

ありがとうございます。

そういう出前講座とか、それからウェブで県のホームページ、それからいろんな情報媒体を使っていただいて。それからまた竹内委員のご指摘のように、やはり子育てですよね。一番、子育て中のご家族が一番心配しているというところがございますので、要するにそういう、ある程度的を絞った、そういったところで正確な情報を出していただくということで。

次の2期計画の見直しのところも今のご議論いただいているところを踏まえた見直しということでございますので、次のところもご説明いただいて、さらに全体討議の方を進めていただきたいと思います。

それではウの「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）の見直し（案）」につきまして、引き続き生活衛生課長からご説明をお願いします。

(鈴木生活衛生課長)

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）の見直し（案）」について、ご説明させていただきます。また本日の会議案内で、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（2期計画）の見直し」とすべきところを、「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」と、見直しの内容を掲載してしまいました。混乱を招きましたことをおわび申し上げたいと思います。

資料2をご覧いただきたいと思います。本年3月に作成しました基本計画（2期計画）につきましては、先ほどご説明させていただきましたけれども、3月11日に発生しました東日本大震災と、これに伴う原発事故によりまして、食品の放射性物質による汚染が問題となりました。このことを受けまして知事から計画の見直しを明言されまして、庁内検討会において検討を重ね、本日ここに見直し（案）をお示したところでございます。

見直し（案）につきましては基本目標6ということで、先ほどの概要版の一番下のところなんですけれども、そこの5番の最後、概要版の4ページの6、基本目標が1から6までありまして、6が（1）から（4）まであるんですが、その下に（5）ということで位置づけまして、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化を新設することといたしました。施策目標は食品の安全・安心のためには農産物や水産物、水などの放射性物質に関するモニタリング調査が必要なこと、また調査結果や放射性物質に対する県民への情報提供や相談窓口、説明会等の開催など、理解促進が重要であるため、農産物等のモニタリング検査を継続的に実施するなど、放射性物質に対する食品安全管理体制を強化するとともに、県民への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進に努めることといたしました。

現状と課題につきましては、一つとして農産物等から暫定規制値を超える放射性物質が検出されるなど、食品の安全性に対する不安が高まっていること、また県民の不安解消と食品の安全性確保のため、現在の暫定規制値を食品ごとの基準値にするなどを明らかにすること。また食品の放射性物質の継続的なモニタリング実施体制を確保しまして、放射性物質に汚染された食品の流通防止が急務となっていること。また3つとしまして、放射性物質はその存在を五感で感じるができない、体に受けた影響を判断することができない。そのため県民への情報発信の強化と、放射性物質による食品への影響に関する理解促進が課題となっております。

また下のグラフは生活衛生課等が受けました相談件数でございます。一週間ごとになっておりますけれども、このうち3月21日から27日の一週間の相談件数が353件ということで、非常に高くなっているところでございます。

裏のページをご覧いただきたいと思います。施策の展開では放射性物質測定装置の整備や検査技術の習得など、人材の育成に努め、放射性物質に対する検査体制の充実を図りたいと思います。農産物等のモニタリング検査を拡充・継続して実施することによりまして、暫定規制値等を超過した食品の流通の防止や、国・関係機関等からの情報の収集、他自治体を実施するモニタリング結果等の情報交換や連携を密にするなど、放射性物質による食品安全管理体制の強化を図ります。

モニタリングの結果を県ホームページで公表するなど、食品安全情報発信の強化を図るとともに、生活衛生課等に相談窓口を設置しまして県民の疑問に答える。専門家による講演会や、県政出前講座などを通して、放射性物質に関する知識の普及とか県民の理解促進に努めるなど、県民への情報提供及び放射性物質の食品への影響についての理解促進を図ります。食品製造業者に対する支援としまして、放射性物質にかかる依頼試験に対応していきたいと考えているところでございます。

以上、これを皆さんに今日お諮りしまして、ご意見を賜りたいと思います。またこれはこの後、8月の末から県民の方にパブコメをかけまして、1か月かけてつくっていきたくて考えております。

以上でございます。

（石井会長）

どうもありがとうございました。

先ほど来、事務局の方からいろいろご説明いただきましたところを、皆様に3月にまとめていただきました2期計画の中に追加という形で、基本目標の6の一番最後ですね、(5)として入れていただくということで、案を事務局の方からお示いただきました。

この施策の展開で、今、生活衛生課長の方からご説明いただきましたように、皆様方がご心配されていることを、さまざまな観点から放射性物質に対する検査体制の充実ということで、農産物の方は経営技術課の方できちっとやっていただいて、さらに実際の食品の放射性物質に対する安全性の確認、これはもう生活衛生課さんの方でしっかりやっていただくという、両面から取り組んでいただくということでございます。

私も検査機器の話というのは以前いろんなメーカーの方からも聞いたんですけど、大変もう発注が多くて、なかなか搬入に時間がかかるという話を聞いていましたけど、栃木県さんにとっては非常に頑張っていただいて、機器が購入できるという。時期的にはまだはっきりはしていませんけれども、近々ということでもよろしゅうございますでしょうか。検査機器が入るということで、大変県民の皆さんも、そしてまた栃木県から消費地に出ていく農産物あるいは加工食品等々も含めた中で検査体制が充実されるということで、増渚委員からもいろいろご心配やご指摘をいただきましたけど、そういったところもさらに県としても一生懸命取り組んでいただいているということで、2期計画の追加というのは大変ありがたいことだと思っております。

皆様の方からどうぞ、またご質問やご意見を賜りたいと思います。

飯島委員、報道関係への期待が非常に、今、皆様からご期待がございましたので、代表として、また委員のお立場で、何でも結構なんですけど、お話をいただければと思っております。

(飯島委員)

情報を発信している立場なので、皆さんの心配も重く受けとめて、なるべくわかりやすく県民に伝えようということで日々新聞はつくっているつもりなんです。県からいただいた情報も含めて発信はしているつもりなんですけど、先ほど収束した部分が小さいんじゃないかとか、いろんな意見もございましたが、そういったものもすべて一応載せているつもりではいるんですが、それがうまく伝え切れていない部分があると思いますので。その辺は我々もやっぱり県民の幸せということを目途に行動しています。

やっぱり今回の問題は、消費者も非常に不安ですけど、やっぱり生産者も大変、被害者というか、どうしたらいいのかわからないという。そのとおりで思うんですね。それなので一刻も早くそういった部分を解消したいということは我々報道機関も同じです。何とか終息したいなと思っておりますが、やっぱり現状なかなか、我々も数値を見ても、ベクレル、基準値とか、それが非常に上がったということは伝えられるんですけど、それでじゃあ安心なのかと、被害がないのかと、胸を張って言えるのかと言われると、なかなかそこはまだはっきりしない部分がありますので、とにかくまず情報を公開して伝えて、判断してもらおうというところで今動いているところなんです。

ですからやっぱり栃木県から出ていっている農産物等は全く安心であるということが言えるように、やっぱり今回の見直しの中に出てきていますけど、やっぱり検査体制も充実していただきたいと思うんですね。それは一刻も早く、お金がかかってもやらないと、地震が起きて、観光の問題も大きくなりましたけど、さらにここで稲わらの問題も出てきて、農産物という形でまた出ていますので、やっぱりここは2期計画というか、ことしは真っ先に取り組んで、検査体制を強化して、安全なものしか栃木からは出ていってないんだといったところをやっぱり構築してもらいたいなと思います。啓発も含めてなんですけど、やっぱりなかなか広報者の理解が、我々も原発県ではなかったので余り放射能につい

での知識がなかったかなというところですので、その辺もやっぱり共有しながら何とか乗り切っていくしかないかなというふうに思っています。そういう面で2期計画のところに出ている全体的な見直しは、基本的にはいいのではないかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

(石井会長)

どうも、大変重要なお話をいただきまして、本当にありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

どうぞ、委員の皆様。はいどうぞ、長尾委員。

(長尾委員)

今、きょう大変話題になっている伝え方の工夫ですとか、それから報道機関との連携というのは確かにすごく重要で、引き続き改善するべきところがあればしていただきたいということと、それと臨機応変にこうした(5)というのを追加したということも評価できると思うんですが。

私が今回の、特に放射能の件で非常に気になるのは、先ほど大山委員の方から話があった点なんですけれども、原発の事故が起きて、その直後から意識の高い生産者は自分の家の牛を外に出してはいけないとか、それから外に置いてあった稲わらを食べさせちゃいけないということに気がつくわけです。そうしたネットワーク、あるいは生産者のネットワークなどで未然に防ぐことができた人たちはできたと思うんですが、私のところにもそうした問い合わせがたくさんあって、大学なんかでも震災直後からずっと牛舎の中に閉じ込めるような形の飼養管理というのを自主的にやっていたんですが、県の方でそうした、基本目標6の(4)、この資料で言うと48ページに当たりますかね、この中に危機管理体制の強化というのが書いてあって、それで未然防止とうたってあるんですが、今回の外に放置してあった牧草を食べさせるのは自粛した方がいいんじゃないかということに対して、県がどういったリーダーシップを発揮できたのか、その点について確認をしたいんですが。

(石井会長)

ありがとうございます。

はいどうぞ、畜産振興課長。

(大根田畜産振興課長)

今いろいろな報道等で問題になっておりまして、例えばほかの県の生産者がそれは知らなかったとかというインタビューの答えもありました。ただ先ほど、ある委員の方から「栃木県ではそういうことがなかったように思う」ということで、私どもも情報の伝え方はきちんとやったつもりなので、安心じゃないんですけれども、一つ胸をなでおろしているんですけど。

3月19日に国の方から通知が来まして、実はその内容につきましては今、農林水産省の所轄の課の人が稲わらについてはちょっとやはり盲点だったというようなところも言っているところがございます。ただ3月19日の文書というのは、やはり皆さんどうなるかわからない中で、どうにか我々、畜産の分野で放射能の影響がないようにしましょうよ、皆さんお願いしますというような形だったので、今その文書を読むと非常にやわらかい文章になっているというのは否めないんですね。今思うと強力に行政指導できなかったのかという話なんですけど、実はあのとき、私も思い出してみると、こんなことになるとは思わなかった。だからみんなで安全な生産物を生産しましょう、そのためにはこうしましょうよみたいな文書になっているのはしょうがないかなと思っています。ただ、そうは言っ

も今の状況でそれが徹底されていないということがわかってきましたので、これからそれをやはり頭に置きまして食品あるいは農産物の管理、それから徹底についてやはり行政の方でもっときめ細かく生産者の方にお伝えしなければならないなと思っているところでございます。

答えになったかどうかわかりませんが、そういうふうにも今思っているところです。
(長尾委員)

危機意識を持って、生産者、その下にいる消費者にとって危険な状況があるのかもしれないということをいち早く察知して、それを未然に防ぐということがここにうたわれているんだと思うんですね。そのことをやっぱり県の場合には県が指導力を発揮するということが一番の強い切り札であって、そうしたことに対する、今回の件に対して認識が必ずしも十分に持てなかったということが。栃木県の場合にはまだそうした汚染された稲わらを食べたというケースは具体的には出てきていませんけれども、その情報を知らなかったのは、例えば宇都宮大学にも県からの指導というのは具体的にはありませんでしたし、生産者同士のネットワーク、生産者団体からの指導という形しか表立っては来ていないんですね。そういうふうなことを、こうして(4)のところでは強化というのが書いてあるところに何かもうちょっと縦割りではない横断的な、食ということをキーワードにした危機管理室のような組織というのを持って。この会議では結局、後から状況を確認するということができないわけですが、県がいろいろな人たちから情報をいち早く集めて、生産者や県民の人たちに発信できるような、そうした体勢というのをとれないのかなど。未然防止というところをもっと強化するような、そうした取り組みというのをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

(石井会長)

ありがとうございます。

課長の方から何かございますか。

(大根田畜産振興課長)

わかりました。おっしゃる意味はわかるので。

ただもう一つ私がつけ加えたいのは、3月19日に生産者の皆さん、こうしましろうとやわらかい表現だったんですけれども、4月22日ですね、今度はこれ以上の草を食べさせてはいけないという基準が示されたんです。それは行政としてはもう本当に強力でやったという面がございまして、そのとらえ方がどうなるかというのはまた別ですが、皆さんこうやりましょうというのと、規制されましたというのは温度差が余りにもあり過ぎるのが、ちょっとやっぱり行政として今まで悪い面に出てきたというのは否めないかと思っております。

(長尾委員)

たびたびすみません。4月22日以降の取り組みですとか、モニタリング調査、それを発信しながら安全性を担保していくという努力については十分に私の方でも認識していますし、評価できると考えています。問題はグレーゾーンであったそこまでの期間に今回の稲わらが汚染されていたり、それを給餌してしまったということが起きている。それ以降ですけれどもね。そうしたところに県としても指導力をもう少し発揮できるんじゃないかなと思うんですね。よろしく申し上げます。

(石井会長)

どうぞ、高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

今回提案された資料2につきまして、ちょっとお伺いしたいというか、疑問があるんですが。いずれも県民の不安を解消するんだというような書き方になっております。ただ、先ほどもお話がありましたとおり、栃木県産は何となくとか、そういう感じで関東近県、あるいは東京という大きな消費地の消費者の皆さん等もそういうふうを考えているということになりますと、ここはぜひ県民だけではなくて、大きく消費者と。消費者の不安を解消するということをぜひ訴えていただきたいということが一点であります。

それから2点目は裏のページで、検査体制の充実なんですが、お伺いしたいのは測定装置は何台ぐらい整備して、どの程度の検査能力があるのか、この点について一つお伺いしたい。

それから特に、私どももおととい、知事に対して肉用牛の全頭検査の要請。これは国がやらないと、ほぼ県では無理だと思うんですね。ですから国・県、相まって検査体制がきちんと自立されるような、そういう仕組みづくりをやっていないと、これはなかなか具体的な検査の充実というところに持っていけない面もあるんじゃないかということで、その辺の考え方、どんなふうを考えておられるのか、お伺いしたいと思っています。

(石井会長)

ありがとうございました。

それでは事務局の方、どなたがよろしいですか。

農政部次長の方から、はい、お願いします。

(水沼農政部次長)

モニタリングする機械につきましては、先ほどありましたように、今のところの予定でございますが、8月下旬に農業試験場の方に入る予定でございます。台数的には1台になります。能力的にはどうも、若干、物によってはかかる時間が違うということでございますので、ちょっとその辺は詳しくは申し上げられないんですが。あと、そのための研修、職員も研修が必要と聞いておりまして、それらについても合わせて、現在準備しているところでございます。

それから、後は農政部以外のお話についてでございますが、それ以外、産業労働観光部の方でも1台入れたいという話でございます。

(石井会長)

鈴木課長、お願いします。

(鈴木生活衛生課長)

今現在文科省の方から1台お借りしまして大気や水の検査をやっているところで、合わせますと今度3台の体制になるということでございます。また実は私の方でいろんな臨時的なものも含めましてお願いしているのは、厚生労働省さんの方に依頼をしまして、そこから国の検査機関の方にお申しまして、横浜検疫所とか、そういったところでも随時やっているというところでございます。

先ほど話しましたように、検体そのものにつきましては物によって随分時間が変わります。例えば水とか空気ですと6時間かかるようなものもありますし、多分、今回出ているような肉ですと多分1時間ぐらいでできるものもありますし。ただ前処理とか何かもありますので、何体できるかと、そういったことについては、なかなか物によっての部分が強いかと思っております。

以上ですけれども、ちょっと後の方を聞けなかったものですから、もしあったら。

(石井会長)

全頭検査の要望を知事さんの方にと。

(鈴木生活衛生課長)

牛の全頭検査ですか。

(石井会長)

はい。それで国の方に要望を。

(鈴木生活衛生課長)

牛の全頭検査ということになりますと、通常ですと、と畜した肉を検査することになるものですから、と畜した後に検査をするということになりますので、とめ置きが必要になってくるということになります。とめ置きで検査結果が出るまで置いておくということになりますので、その体制整備がとられること。やっぱり検体数の数がどこまで、全体としてますとかなりの数をやらなくちゃならないと思うんですが、それがもともと農家という状態でない場合も結構、栃木県の場合は多いんでございます。例えば、と畜業者といたしまして、農家の方から牛を買しまして、その方がと畜をすることになるものですから、その方の協力もなくちゃならない。それに検体を取るためには1キロぐらいの肉を提供してもらわなくちゃならないものですから、そういった部分もありますので、調整がかなりかかるということではありますので、そういった部分で全頭検査が可能かどうかというのはなかなか、国も言っていますけれども、難しい状態にあることは間違いのないと思います。場所の問題とか、そういった時間的な問題も含めまして検討すべきではありますけれども、なかなか現実問題としては難しいということ。

ただ今回、関係業界からもご要望もありますので、国の方に対しましては強く要望していきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(高橋委員)

結局、何でこれだけ牛が暴落しているかということ、わからないんですよ。イチゴはおかげさまで毎週検査していただいて、どんどんPRしたものですから、もう4月下旬にはほぼ価格が戻ってきましたよね。ところが牛はわからないんですよ、どこでどういうふうに汚れているのか。しかも全国にどんどん広まっているという事態の中で、じゃあ東北・関東は危ないねということになっちゃって暴落しているんですよ。こういう事態をどのように収束していくかということになると、どうしてもこれは安全だよという証明が必要なんですよ。そこを言っているんですから、そのところをぜひね。ただ難しさも、当然我々もわかっております。ですが早急にこの体制をつくらないと本当に大きな問題になってくると思いますので、ぜひ国に対して、県と一緒に、きちんとした検査体制ができるようお願いいたします。

それともう一点は、先ほど消費者というふうに変えるべきではないかと提案した内容についてはいかがでしょうか。

(石井会長)

言葉ですね、「県民」を「消費者」でいいですよ。

(鈴木生活衛生課長)

それについては問題ないと思いますので。

(石井会長)

じゃあそういう方向でご検討ください。

(鈴木生活衛生課長)

検討してみたいと思います。

(石井会長)

よろしく申し上げます。

まだたくさんあると思いますけど、じゃあどうぞ、増渕委員。

(増渕委員)

この会議で質問するのも気が引けるんですけども、検査のコストと申しますか、費用というのは今はどうなっているんですか。農業者の方からいただいているんですか、それとも農協さんとか。

(石井会長)

福井課長、お願いします。

(福井経済流通課長)

農産物について申し上げますと、検査の費用については県民の税金から県で支払いをさせてもらっています。ただ大部分は、実際は国に前もって計画を出しまして、国の計画に乗っかっています。それについては国に検査費用を出してもらいますので、実際に県が出している部分は一部です。あとは、サンプル費用については生産者団体さんにご負担をいただきまして、県としてはお支払いしない、そんな形になっています。

(増渕委員)

今度の産業労働観光部の方の検査、産業技術センターでやるんですよね。実は我々、民間の製造業は今、既にもう自分たちのところで検査機関に出して、何10検体、毎週、近いものを行っているんです。年間でやると私どものコストは、これは団体の方のじゃなくて、個人の会社の方なんですけれども、大体2,000万ぐらい費用がかかるんです。放射能の検査だけで。我々は民間ですから今しょうがないから背負っているんですけど、こういう補助制度というのは、ここにいらっしゃるところは部署が違うのであれなんでしょうけれども。

(石井会長)

じゃあ副会長、お願いします。

(中村副会長)

お答えになるかどうかわからないんですけども、国との話し合いの中で、検査費用とかでかかったものを、もしかすると東電に請求すべきじゃないかという議論がありまして。今のところは先ほど申し上げましたように国がほとんどやってくれているので、うちはそこまで今やっていないんですけど。すみません。

(石井会長)

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。まだまだたくさんあると思いますけど、まだこの後、幾つもの報告事項がございますので。先ほどの見直し(案)につきましては各委員から大変貴重な、重要なご意見・ご提言をいただきましたので、そのご意見・ご提言を行政として反映していただき、最終案に向けてご検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、報告事項の方の「平成22年度栃木県食品衛生監視指導計画実施結果」につきまして、ご説明申し上げます。

(内藤生活衛生課食品安全推進班班長)

生活衛生課の内藤でございます。

資料No.3です。平成22年度栃木県食品衛生監視指導計画の実施結果ということで、概要版と、まとめたものがございます。概要版に沿って説明をしてまいりたいと思います。

まず最初に1番で、監視指導の実施体制及び関係機関との連携に関する事項ということでございますけれども、まず最初、1番では試験検査の精度管理ということで、県内に食品の検査施設が8施設ございます。当然、正確な検査結果を出さなければならないという

ことがございますので、内部で点検をしたり、あるいは外部の精度管理機関に検査を依頼し、精度管理に努めているということでございます。

2番目の関係機関との連携でございますけれども、これにつきましては食中毒でありますとか、あるいは違反食品の原因の追求であるとか、被害の拡大防止という観点から、食中毒あるいは違反食品が発見された場合について、自らは当然でありますけれども、関係機関と連携をとりながら調査を進めてきたということでございます。それから表1の下の方に書いてあります部分につきましては、連携した監視指導という部分について記載をしております。国の厚生労働省でありますとか、あるいは県の中では食品の関係部署のほかに感染症の担当部署とも連携をし、給食施設等の監視指導を実施しているということでございます。

それから後段の部分、キノコ等の指導についてということで記載をしておりますけれども、先ほど農産物の直売所の話が若干出てまいりましたが、そういったところの管理指導についても農政部局とも協力をしながら、国の農政事務所とも合同の監視を実施しているということでございます。

2番目の監視指導の実施に関する事項でありますけれども、営業施設に対する立入検査を実施しております。表の2で示しております区分のところではAからEのランクがありますけれども、それぞれの施設で危害度に応じて監視回数を決めております。年3回以上から3年から5年に一回以上ということで、5段階のランクを決めて、監視指導を計画的に実施しているということでございます。22年度につきましては1万3,316件の計画でございましたが、実施数は1万5,833件ということで、予定数を上回ることができたということでございます。

それから、監視指導等で違反を発見した事例がございます。そこにありますよう279件の違反等が発見されたということで、多くのものは表示に不備があったというようなものがございました。こういったものについては指導票といまして、文書で改善すべきことを記載したものを渡して改善を求める、あるいは報告書、あるいは誓約書を徴収して改善を指導するというようなことを行いました。

2番の重要監視指導の部分でありますけれども、ここのアの部分につきましてはカンピロバクターであるとか腸管出血性大腸菌の食中毒がやはり問題になっているということがございますことから、食品事業者に対しまして加熱用の食肉を生食用として提供するようなことのないようにというように指導してまいりました。

それからイのところでは営業者の義務ということで、記録の保存ということが言われております。万が一、事故が発生した場合に被害の拡大を防止するために、原材料の仕入れなどの部分について記録を残しておくようにというように指導をして参りました。

ウの食肉の適切な取扱い等にかかる特別取締というのがございます。これにつきましては記載のとおり、22年の4月に法に基づく許可を得ずに食鳥処理を行ったというような事例が発生してしまいました。こういったものを二度と起こさないようにするためということで、その年、6月から8月にかけて、特別取締ということで監視指導を実施いたしました。

(3)番のと畜場の衛生管理でありますけれども、これにつきましては平成22年3月に新聞等でも報道されました、と畜場から廃棄された疾病牛の内臓が不正に持ち出されたというような事件が発生してしまいました。こういったことを受けまして、このようなことの事故が発生しないように管理体制を強化するというので、きちっとした管理体制をマニュアル化し、それに沿って実施すると。あるいは営業事業者への衛生指導を実施することをして参りました。

裏のページを見ていただきますと、4番目のところには食品等の一斉取締というものがございませう。夏季あるいは年末年始、あるいは食品表示適正強化月間というものも設けております。こういった期間を活用いたしまして食品の監視指導を強化してまいりました。

3番目の食品の検査に関する事項でありますけれども、ここについてはそれぞれの食品について規格基準というものが設けられているものがあるわけでありませうけれども、そういった規格基準の決められたものについて検査した実績をお示しいたしました。ここでは実施件数につきまして、規格基準、あるいは残留農薬など汚染物質と書かれているものですが、そういったものを含めて3,904件について検査を実施いたしました。この検査によって発見されました違反につきましては、主なものとしてアイスクリームの大腸菌群陽性などがありますけれども、こういった違反事例につきましては適切な管理、こういったものが発生しないように原因の究明と、それから再発防止の指導を実施いたしました。

4番目の食中毒等の健康危害発生時の対応でありますけれども、そこには22年に発生をした食中毒件数が書いてございませう。14件で、患者数225名ということで、ノロウイルスあるいはカンピロバクターによる事故が多く、原因施設については営業を禁止する等の行政処分を実施したということでございませう。

5番目の食品等事業者の自主衛生管理の実施につきましては、やはり食品衛生を進める上では食品事業者の自主衛生管理ということが重要になってくるということで、食品事業者みずからが衛生管理を徹底していく、あるいは巡回指導をしていくというようなことを進めておりますということで、巡回指導、あるいは自主衛生管理のためのマニュアル、実際には自主衛生管理カレンダーというものを作って、自主衛生管理を進めたということでございませう。

最後、6番の食品衛生に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項につきましては、食品関係者と調理従事者への講習会でありますとか、責任者の再教育、あるいは消費者に対しては講習会であるとか出前講座、あるいは「とちぎ食の安全フォーラム」等も開催してまいりました。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

特にこの場で、何かどうしてもこの辺をご質問したいというところはございませうでしょうか。

(なし)

(石井会長)

それでは時間の関係もございませうので、個々にご質問がありましたらまた事務局の方にお聞きいただければと思っております。

まだもう一つ、また関連のところもございませうので、合わせて事務局の方からのご説明をいただきたいと思っております。この「県内における食の安全・安心・信頼性の確保に関する事例について」、一つ目が先ほど来お話に出ております「牛肉の生食による食中毒及び本県の対応」、それからまたもう一つ、「食品事業者に対するJAS法及び景品表示法に基づく措置について」ということで、合わせて両方を事務局の方からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(内藤生活衛生課食品安全推進班長)

それでは資料のNo.4「牛肉の生食による食中毒事例に関する本件の対応状況について」説明をさせていただきます。

最初に、事件の概要でございませう。4月27日以降に富山・福井の飲食店チェーンで発

生しました腸管出血性大腸菌O111の食中毒事例がございました。死者も4名出るというような重大な事故が発生いたしました。この事例を受けまして、緊急の監視指導を実施するようというふうなことで国の方から指示がございました。本県については、5月中にということでしたので、5月9日から31日まで、生食用の肉が扱われている可能性が高いと思われる飲食店、食肉販売店、食肉処理業の施設を対象に立入を実施しました。緊急に監視をした件数につきましては、表の中にありますとおり1,119件について聞き取り等を実施いたしました。そのうち生食の肉を扱っていなかったところが911件で、実際に扱っていたところが208件ございました。この中で国が通知で示しております取扱いの基準に適合していなかったものが100件、48%という内容でありました。こういったものについては、生食用を提供するに当たっての基準が決められておりますので、それを守って提供する、あるいはそういったことができないものについては提供しないようというふうに指導をして参りました。

今後の対応ということで、3番に示しておりますけれども、生食肉の取扱いにつきましては基準に格上げをするということで、国が今作業を進めております。10月1日施行を目標というふうなことで、基準の設定の作業をしているということでもあります。これが設定されるまでの間は、引き続き、こういった施設については監視指導を強化していく予定であります。当然、この基準が設定されますと罰則等の規定も設けられると聞いておりますので、そういったことも踏まえた強い指導をして参りたいと思っております。

それから実際には、営業者ばかりではなくて消費者の方についても正しい知識を身に付けていただくということが重要になってまいりますので、県のホームページ等を活用しながら、生食の危険性であるとか、正しい調理の仕方であるとか、食べ方であるとか、そういったものを普及啓発していきたいと考えているということでございます。

以上です。

(石井会長)

ありがとうございます。

それでは引き続き、よろしく申し上げます。

(入野くらし安全安心課長)

くらし安全安心課でございます。

資料5に基づきましてご説明いたします。

3月29日に食品事業者に対しましてJAS法及び景品表示法に基づく改善の指示を行いました。その内容でございますが、事業者は株式会社みちのく蜂舎でございます。所在地が那須塩原市の事業者でございます。代表者が針田寿浩でございます。

この案件につきましては、不当な表示があった商品でございますけれども、「純粋はちみつアカシア国内産」というものでございます。この商品につきまして、少なくとも平成22年1月から12月までの一年間で、中国産アカシア蜜と国産のアカシア蜜を混ぜた原材料を使用したにもかかわらず、すべて原産国国内産、もしくは国内純粋、そういった表示をして、一般消費者に販売をしていたというものでございます。この事実に基づきまして、JAS法と景表法に基づきまして指示を行ったところです。指示の内容でございますが、販売しているすべての商品について直ちに表示内容の点検を行うこと。不当表示が行われた原因の究明・分析を行うこと。上記イの結果を踏まえ、再発防止対策を講じること。この3つについて指示をしたところでございます。

これを受けまして、事業者からは4月19日に改善報告書の提出を受けております。報告書の中で、まず表示の点検については、すべての販売品について点検を行って、現在はすべて是正済みでございます。また原因の究明・分析でございますが、社長の針田氏が、

やはり国内産のはちみつがなかなか少ないという状況の中で中国産を使ってしまったと。そのことに対して非常に問題があったということで反省をされているということでございます。また社長一人で、独断でやってしまったということで、やはり会社の中でスタッフからの意見がなかなか反映されるような体制がなかったということを指摘しております。再発防止策としましては、社長また従業員を含めて表示に関する勉強会等を開催することで、表示制等について学習すると。その上で従業員・社長含めて、全員参加によってチェック体制を構築するといったことが内容の改善報告書となっております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

2つの報告事項につきましても、皆様から大変関心の高いところだと思います。ただ、定刻の時間をもう若干過ぎつつありますので。まだきょうは鶴飼委員、小久保委員、平野委員、守友委員、各委員の皆さんにはご発言いただく時間がなくなってしまって大変申しわけありません。次回は優先的にご発言を賜りたいと思います。大変申しわけございません。

今日のご議論、大変重要なところでございますので、またそれぞれの委員の各皆さんについては、また事務局からもいろんな形でご支援・ご協力をいただくことがたくさんあると思いますので、その辺もありましたら。またご質問の方もダイレクトに、こういう意見交換を密にして、先ほど来、長尾委員の方からもありましたように、事前に防止できるところから防止、あるいはそういう情報交換によってそういったことが明らかな、事前に防止できるというところは大変重要なことだと思います。

今までのご説明も含めて、公衆衛生のご専門の中村副会長先生にまとめをしていただきながら、一応まとめとさせていただきたいと思います。それでは副会長、お願いします。

(小久保委員)

ちょっとすみません、その前にちょっと一つだけよろしいですか。

(石井会長)

はい、どうぞ。

(小久保委員)

中村先生が厚生労働省の生肉の会議に出ていらっしゃるという話をさっきお聞きして。私は東京都の委員会でも大分やったんですよ、いつか出るだろうと思っていたら出たんですよけれども。きのうもその関係者と一緒だったんですよけれども、中でいろんな対策があっても、これは現実的でないとか、できないとか、そういう話が結構多いらしいんですね。これはやっぱり安全の問題で、今回4名、しかも健常者の方も亡くなっているんで、できる・できないじゃなくて、やるにはどうしたらいいかという方向で私は行っていただきたいと。中村先生、ぜひ頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

(中村副会長)

その点に関しましては、安全に生で食べるんだったらここまでやってくださいねというような観点でやっている状況がございます。委員会の中で出ましたのは、ある研究者の先生がアフリカに滞在したことがあると。そこのアフリカで日本人の中で刺身が食いたいという話が出てきた。ところがあの辺で刺身なんてもうとんでもない危険なことなので、じゃあ実際どうしたかという、結局、厚生労働省で出した、お湯につけて表面を消毒してということと同じことをやった。要するに魚の表面を焼いて、そこを削り取って中の生のところを刺身だと言って食ったと。何が肝かという、そこまでして食うかという話だということなんですね。そんなところで何も食わなくても、日本に帰ってきて食べればいい

でしょうと。食べるのであれば、安全ということでそこまでして食べるんですよ、その程度の話であると。だから牛肉も生で食べたいというのであれば、そこまでしないと、安全だし、お店で責任を持って出すためにはそこまでやってくださいねというような話に、委員会としてはなっているんです。ですからその辺のところを十分ご理解いただきたいと考えております。

(石井会長)

ありがとうございました。

小久保委員、よろしゅうございますでしょうか。

(なし)

(石井会長)

ありがとうございました。

後はよろしゅうございましょうか。

(中村副会長)

そうしましたら、石井会長からまとめをということでございますけれども。

ちょっと細かな点から申し上げますと、本日の議題の3番の2期計画の見直しで、基本目標6の(5)を追加するというので、これは大変結構なことだと思います。ただ、本日出された案というのは、現段階でという話だと思います。今後、ここの部分については状況がいろいろと変わってくる可能性が十分ございます。そういう意味では今後も適宜見直しをしますというようなことも、例えば本日出された資料の一番最後に用語の解説という欄がありますけど、その後あたりに括弧書きか何かで出していただけるといいのかなと思いましたが、ぜひご検討いただけたらと思います。

もう一つ、今の牛肉の生食の話ですけど、もう一つ実はあのときに問題になりましたのはレバーの生食でございます。これについてはもう少し慎重に検討するという事になってはいるんですけど、今データを集めている最中なんです。何が問題なのかということ、レバーの中に直接、大腸菌が入るのかどうかということを確認しています。それが実際に入っているということであれば対処法がガラッと変わるんですけども、そういうことも含めて現在データ集めをして、それから改めて、できるだけこれは早いうちということで、年内にはというようなことも会議で言っておりましたけれども、やっている最中で、それまでは、厚生労働省としてはレバーの生食も控えるようにという強い行政指導を行うということをおっしゃったので、ぜひ栃木県の方でもそういった指導はお願いしたいと思っております。

その点は厚生労働省から何か来てますか。

(石井会長)

鈴木課長、お願いします。

(鈴木生活衛生課長)

厚生労働省からその旨は来ておりますので、関係機関の方には通知してあるところでございます。

(中村副会長)

よろしくお願いたします。

それで大きな全体のまとめということでございますけれども、以前にも発言したことがあるが、この会議は何のためにあるのかといったときに色々な立場の方にお集まりいただき、栃木県のとちぎの食の安全・安心のことを考えましょうということだけでも、決して行政の方にこういうことをやってくれとかこういうことはけしからんという、それもあってはよいとは思いますが、むしろそれぞれの立場でどういうことができるのかということをお聞き

で考えましょうというような会議だと理解している。

今日のお話を伺っていて、じゃあおまえの立場はどのようなということであつらつら思ったのは、やっぱり一つ、専門家の責務というのがあるのかなど。これは会長の石井先生もそうだし、長尾先生もそうですけれども、我々は専門家として何が出来る、こういう事態で何が出来るのかというときに、やっぱり、先ほど情報公開という話が出ましたけれども、実は今、行われている情報公開というのはデータだけ出して、あとは自分で考えなさいみたいなどころがあるんです。それに対してやはりきちんとした専門家としてのコメントを出さなければいけないのかなという事は、これは私自身の責務だろうと思っております。ただ実際問題として、マスコミなんかでいろいろな専門家が出てきていまして、どなたかご発言がありましたけれども、言っていることが随分違うじゃないかと。それは実は、やっぱりなぜ違うかというのは理由がありまして、データがないというのがあるんです。それこそ子供が放射性物質に汚染された牛肉を食べて、将来どういう影響があるかなんていうのは、世界じゅうどこを探してもそんなデータはないんです。でも私は直観的に、今、ここまでの段階できちんとコントロールできれば、ほとんど健康影響というものは出てこないと考えています。考えていますというのはデータなしで言っているだけけれども、専門家としての直感で、そういうところで違うんだけれども。

やはりどういう専門家が信用できるのということもやはり国民の皆さんに理解していただきたいなど。信頼できる専門家の見分け方みたいな本でも書こうかなど思っているんですけれども、一つ言えるのは、例外もありますけれども、テレビに頻回に出てくる専門家というのは一般論として余り当てになりません。なぜかという、テレビに出演するというのはかなり時間を取られるんです。頻回に出てくるというのは、それだけ一言で言うと暇なんですよ。本当のきちんとした専門家というのは、特に例えば放射線関係なんていうのは、今、本当の専門家というのは、そんな暇ないんです。私の知っている先生もほとんど、地元で電話しても出てこない。東京で政府の会議に出ているか、福島に行っているかというような感じですね。だからそういったことを視点にして、専門家というのを見分けていただきたいと思うし。

もう一つはやっぱり県民・国民に対する普及啓発というのがもっと大切だなど思いました。先ほどの牛肉の話にしても、やっぱり例えばどうしてO157、O111、腸管出血性大腸菌が出てくるのか。要するに処理の段階で表面につくわけなんですよ。だからステーキの肉というのは幾らレアといえども表面は焼いていますから、中が生でも、あれで大腸菌の問題が起こったということはほとんどないわけですよ。ところがミンチは、あれは至るところが表面なので、従ってミンチは中まできちんと火を通しましょうというようなことを言っている。だからユッケも同じような話なんですよ。そういったことを、この前ある住民に、全然別個の話だったんだけど、ところでということでそうお話をしたら、ああ、そうなんですか、初めて知りましたみたいな感じ。だからそういったところは、これは県の方にもお願いですけれども、そういった普及啓発というのは、我々もそうだと思いますし、県の方でもぜひ進めていただけたらと思います。

すみません、勝手なことを申し上げましたけれども、私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(石井会長)

どうもありがとうございます。大変貴重なまとめを、そしてまたわかりやすいまとめをしていただきましてありがとうございます。

大分予定の時間を超過しまして、本当にご迷惑をおかけしております。それだけきょうの議題は非常に重要ですし、まだまだ委員の皆様からはご発言をいただきたいということこ

ろがたくさんございますが、時間超過しておりますので、この辺で議事の方を終了させていただきたいと思います。本日は長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、この後の進行を司会の方にお返しいたします。どうもありがとうございました。

(斎藤主幹兼課長補佐)

ありがとうございました。

委員の皆様には大変貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。

ここで次回開催日程等についてご案内いたします。次の会議は来年2月ごろを予定しております。改めてご案内させていただきますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第10回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日はまことにありがとうございました。